

平成25年度 第1回
東京都商品等安全対策協議会

平成25年10月22日(火)

都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N6

午前 9 時 30 分開会

生活安全課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第 1 回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は生活安全課長の樋口と申します。会長に進行を交代するまでの間、私が司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、着席にて失礼いたします。

まず、議事に入ります前に、お手元の配付資料を確認させていただきます。資料 1 から 8 までございます。

資料 1 といたしまして、本協議会の設置要領。

資料 2 といたしまして、本協議会のテーマ概要をお示した「ブラインド等のひもの安全対策」。

資料 3 - 1 といたしまして、国内のブラインド等の市場と安全対策。

資料 3 - 2 といたしまして、主なブラインド等の種類。

資料 4 といたしまして、国内及び海外のブラインド等のひもに関する事故事例等。

資料 5 - 1 といたしまして、欧州委員会及び主要国のブラインド等のひもの安全性に関する規制・規格等。

資料 5 - 2 といたしまして、各国規制・規格の安全対策、安全要件及び試験方法。

資料 6 といたしまして、ブラインド等のひもに関するアンケート調査（案）。

資料 7 といたしまして、ブラインド等のひもに関する事故再現実験（案）。

資料 8 といたしまして、今後の協議スケジュール（案）についてでございます。

そのほかに、昨年度の協議会の報告書と、成果物であります「危険!! エアコンの取り外し」というリーフレット。

それから、小笹委員からの資料を配付してございますので、こちらについては発言の機会にご紹介いただければと思います。

それでは、本協議会は原則公開とさせていただきます。個人情報等に関わる部分につきましては、会議の席上におきまして、委員の皆様方のご発議により非公開と決定していただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、消費生活部長の藤井からご挨拶を申し上げます。

消費生活部長 皆さん、おはようございます。消費生活部長の藤井でございます。本日

は、大変お忙しい中、本協議会の委員及び特別委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、昨年末に施行されました消費者教育推進法を踏まえまして、本年8月に全国で初めて「東京都消費者教育推進計画」を策定したところでございます。新しい商品が次々に登場し、思いがけない事故が発生したり、通常の使用では問題ないと思われていた商品におきましても、使用方法や条件によって人体に危害が及んだ事故が発生するなど、身近な商品やサービスの安全性に対する不安は依然として解消されていないことから、計画では、子供の安全の確保などに重点を置きまして、様々な取組を進めていくこととしております。

本協議会におきましても、こうした視点を踏まえまして、身近にある商品の使用に伴う危害から都民の安全を守るため、商品の安全対策につきまして、事業者、消費者、有識者の皆様方によりご検討いただくこととしております。お手元の参考資料に、これまでの本協議会における取組テーマをお配りしておりますが、これまで11個のテーマに取り組んでまいりました。本協議会の取組が国を動かし、都民、国民に対する具体的な安全対策につながったものもあり、協議会に対する期待も高まっているところでございます。

いくつかの取組を紹介させていただきますと、平成18年度に取り組んだ「子ども用衣類の安全確保」では、本協議会の提言を受けまして、子供服のデザイン面の安全規格・基準の策定につきまして国や関係団体に要望した結果、今般の子供服のひもやフードに関するJIS規格化の動きにつながっているところでございます。

また、平成21年度に取り組んだ「子供に対するライターの安全対策」では、本協議会からチャイルドレジスタンス機能の法規制が必要であるとの提言を受けまして、国へ強く働きかけて法改正に結びつけたところでございます。

昨年度は「家庭用エアコン取外し等での安全確保」をテーマとして設定いたしまして、消費者自らがエアコンを取り外すことの危険性を周知するべきとの提言を受け、お手元にお配りしておりますリーフレットのほか、ポスターを作成し、小売店や転居の窓口となる区市町村に配布しているところでございます。今月1日には、大阪府で取外し作業中のエアコンの室外機が爆発し、作業員2名がけがを負ったという事故も起きておりますので、こうしたリーフレットを活用して、さらなる注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

さて、今年度の協議会でございますが、ご案内のとおり、「ブラインド等のひもの安全

対策」をテーマとして選定いたしました。昨年7月に、1歳1ヶ月のお子さんがカーテンの留めひもに首を引っ掛け救急搬送されるという事故が発生いたしました。その後、類似事例を調査いたしましたところ、国内ではブラインド等のひもによる事故事例が、先ほどの事例を含めまして6件報告されているということがわかりました。そのうち1件は死亡事例で、6ヶ月のお子さんがベッドから落ち、ブラインドのひもが首に食い込んだ状態で亡くなっております。日本では事故事例は少ないところでございますが、海外ではブラインド等のひもが原因で多くの死亡事故が報告されており、ブラインド等のひもの安全確保のため、任意規格や強制法規の導入が進んでいる状況でございます。今回、都が、子供をもつ成人3,000人を対象に行った独自調査でも、約3%の方がブラインド等のひもにより危害に遭ったり、危害に遭いそうになった経験のあることが明らかになっております。

こうした状況を踏まえまして、都におきましても、きちんと実態を把握した上で、早急に何らかの対策や取組を行う必要があるのではないかと考えております。そこで、日頃から、様々なお立場で消費者の安全対策に取り組んでいらっしゃる皆様方に、多角的な視点からご検討いただきまして、「ブラインド等のひもの安全対策」について有効な提言をいただければと存じます。

なお、本日、オブザーバーとして消費者庁の方にもお越しいただいておりますが、今回の協議テーマの調査・実験に当たっては、消費者庁の「地方消費者行政活性化基金」を活用させていただいております。

委員及び特別委員の皆様方におかれましては、お忙しいと存じますが、ご協力のほど、お願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

生活安全課長 続きまして、委員及び特別委員の皆様をご紹介させていただきます。ご紹介に先立ちまして、皆様方におかれましては、日々のご多忙のところ、委員、特別委員を快くお引き受けいただきまして大変ありがとうございました。事務局のほうから改めて御礼を申し上げる次第です。資料1の協議会設置要領第5におきまして、委員の皆様には2年間の任期ということで平成25年9月から平成27年9月まで就任をお願いしております。また、特別委員の皆様につきましては、本テーマの終了時までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員及び特別委員の皆様をご紹介いたします。お手元の委員等の名簿に沿って五十音順に紹介させていただきます。

まず、委員からですが、独立行政法人国民生活センター商品テスト部長の鎌田委員でございます。

鎌田委員 国民生活センターの鎌田でございます。よろしくお願いいたします。私、この委員になりまして、9回目の「子供に対するライターの安全対策」のときから出させていただいておりますけれども、有効な会議でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

生活安全課長 続きまして、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事の釘宮委員でございます。

釘宮委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の釘宮でございます。私どもは、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントという資格を持つ者の集まりでございます。全国7支部ございますが、その中で自主研究会といいまして、あるテーマのもとに十数名集まりまして研究を進めるといった活動をしている者がおりますが、その中で、東日本支部には18の自主研究会がございまして、その1つが、今回、オブザーバーとして参加させていただいております田近が代表を務めます「標準化を考える会」でございます。私どもは消費者の代表ということで協議会に参加させていただいておりますけれども、同時に、消費生活の専門家ということでの客観的な視点も持ちまして今回の協議会に臨みたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

生活安全課長 公益社団法人全国消費生活相談員協会週末電話相談室長の鈴木委員でございます。

鈴木委員 全国消費生活相談員協会の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。私は、今年より週末電話相談といいまして全国で消費生活相談員をやっているグループですが、土日だけ行政のやっていない隙間を埋めるということですとずっとやってきておりまして、その代表としまして、今日、参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

生活安全課長 東京消防庁防災部参事兼防災安全課長の田島委員ですが、本日、所用によりご欠席でございます。代理で、防災安全課生活安全担当係長の田中様にご出席いただいております。

田中委員（田島委員代理） 皆さん、こんにちは。本来ならば東京消防庁防災部参事の田島のほうが出席しなければいけないところですが、今、大島の災害の対応で本庁のほうに詰めておりますので、代理出席ということでご容赦いただきたいと思います。東京消防

庁では、年間70万件を超える救急搬送、そのうちで、われわれが日常生活事故ということで、運動競技中の事故であったり、今回のテーマである製品に関係する事故、あるいは季節、例えば熱中症のような事故とか、そういった様々な事故を年間約12万件扱っております。そうした12万件、5年間で約56万件になるデータを分析して、様々な事故防止対策につなげる取組をしているところでございます。きょう出席させていただきまして、今後の当庁の施策にも反映させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

生活安全課長 明治学院大学経済学部教授の丸山委員でございます。

丸山委員 明治学院大学の丸山でございます。よろしくお願いたします。

生活安全課長 続きまして、独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター研究センター長の持丸委員でございます。

持丸委員 産総研の持丸です。主に子供の安全の研究をしています。よろしくお願いたします。

生活安全課長 続きまして、特別委員をご紹介させていただきます。

一般社団法人日本インテリアファブリックス協会情報活用推進委員会特命委員の小笹委員でございます。

小笹特別委員 日本インテリアファブリックス協会を代表して参りました小笹です。よろしくお願いたします。私どもはカーテンメーカーを中心とした業界団体ですけれども、ちょうど明日から、お手元に先ほどご紹介がありましたけれども、「JAPANTEX 2013」という展示会がございます。東京ビッグサイトで明日から3日間開催されますので、インテリア製品はどんなものかということでぜひご覧いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

生活安全課長 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会専務理事の小野委員でございます。

小野特別委員 キッズデザイン協議会の小野でございます。次世代を担う子供たちの安全・安心の向上と、健やかな成長・発達に役立つ物づくりを企業が中心になってやっていこうということで、2007年からNPOとして活動しております。どうぞよろしくお願いたします。

生活安全課長 日本ブラインド工業会の片山委員でございます。

片山特別委員 日本ブラインド工業会の片山でございます。日本ブラインド工業会と申

しましても、皆様、きょう初めてお聞きになる方がほとんどかと思えます。国内のブランドメーカー４社で活動しております小さな任意団体でございます。今回は、この協議会を通じまして、メーカーの立場として積極的に協力してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

生活安全課長 みらい子育てネット東京会長の小林委員でございますが、本日、所用によりご欠席でございます。

続きまして、日本児童安全学会学会長の詫間委員でございます。

詫間特別委員 詫間でございます。余り大きな学会ではないのですが、実は親学会のほうに児童学会というのがございまして、これは110年以上の歴史がございまして、児童の様々な健全育成に関する研究・実践をやっておるわけですが、私どもは特に子供の安全のほうに焦点を絞りまして、まず事故はなぜ起きるかという理論的な分析ということと、もう一つは、児童の安全指導のプログラム開発といいますが、そういう実践的な研究をやっております。実は「ヒヤリ・ハット」というのを1998年から手引書をつくりまして、たぶん私どもが最初に活動を始めたのではないかと思っておるわけでございますが、多少お役に立てばと思っておるわけでございまして、参加させていただいております。

生活安全課長 緑園こどもクリニック院長の山中委員でございます。

山中特別委員 小児科医の山中と申します。私たち医療現場にいる者は、重傷度が高い事例を毎日のように膨大な数診ているわけです。子供の事故をみると、必ず同じ事故が日本全国で同じように起こり続けているのです。日本小児科学会には今2万1,000人の小児科医がいるのですが、毎月、学会誌を出しております。約5年前から、その学会誌に「傷害速報」というページをつくって、毎月、重傷度が高い事例を紹介しています。そして、コメントを私が書いているのですが、どうしたら予防できるかということを発信しています。われわれは製品の改善とか法的な規制はできませんが、現場の情報を詳しく伝えるという役目をしております。今回も事例を提供しておりますので、皆さんと一緒に検討させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

生活安全課長 公益社団法人インテリア産業協会専務理事の山本委員でございます。

山本特別委員 山本でございます。よろしくお願ひいたします。インテリアコーディネーター・キッチンスペシャリストというのを聞いた方もいらっしゃると思うのですが、そういった資格者の資格試験を実施して資格を認定しているという団体でございます。インテリアコーディネーターで言えば、毎年大体1万人受験して約2,000人が合格し資格を得

ていますが、そのような人たちがインテリアや住宅関連業界で働いているということでございます。インテリアコーディネーターというのは、住まい手、いわゆる消費者の方と、それからインテリア・住宅の供給側の仲立ちとなって快適な住空間をコーディネートするというところでございますが、快適な住空間のみならず、安全とか、環境に配慮した良質なインテリアを普及させるということも大事なことと考えるところでございます。本日は安全対策ということで、適切な規格づくりということになるかと思っておりますが、私どもの知る限りのことをお話ししてまいりたいと思っております。以上です。

生活安全課長 続きまして、本日ご参加いただいているオブザーバーの皆様を私のほうから名前だけご紹介させていただきます。

まず、経済産業省の信夫様でございます。

消費者庁の宗林様の代理で、河岡様でございます。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の田近様でございます。

経済産業省の永田様でございます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。委員名簿の裏面にございます事務局職員名簿をご覧ください。まず、先ほどご挨拶申し上げました消費生活部長の藤井でございます。私、生活安全課長の樋口です。商品安全係長の大石でございます。同じく商品安全係の小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長及び副会長の選任をいたします。会長の選任は、協議会設置要領第6に基づきまして、消費生活部長が指名することになっております。では、部長のほうから指名をよろしくお願いいたします。

消費生活部長 それでは、会長につきましては、丸山委員にお願いをしたいと存じます。また、会長の職務を代理する委員である副会長につきましては、持丸委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(丸山委員、会長席へ移動)

生活安全課長 それでは、ここから丸山会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

丸山会長 ただいまご指名いただきました丸山でございます。会長として一言ご挨拶申し上げます。

私は、専門分野がマーケティング活動における消費者政策のあり方ございまして、消費者政策という点では、東京都さんの消費生活対策審議会での委員をやらせていただいた

り、数年前から幾つかお声をかけていただいております。しかしながら、今回、この協議会に参加するのは初めてでございます。そういう中でいきなり会長ということで、本当に適任なのかどうか、何とも私自身では判断のつかないところではございます。しかしながら、今回のブラインド等のひもに関する問題というのは、乳幼児の生命に関する重要な問題でありますので、私なりに精いっぱい努力をして、それなりの成果をつくっていきたいと思っております。そういう点で、委員の皆様のご指導、あるいはご協力をいただければ幸いに存じます。

それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。きょうは概ね11時半ぐらいまでには終了させていただければありがたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

まず、議事(1)の「ブラインド等のひもの安全対策に関する検討」についてですが、検討に当たりまして、テーマの概要や事務局で準備いただいた資料について、事務局から説明をお願いいたします。

商品安全係長 座ったままで説明させていただきます。それでは、お手元でございます資料2から資料5-2までを用いてご説明いたします。

まず初めに、資料2、A3の資料、「ブラインド等のひもの安全対策」をご覧ください。今回取扱うブラインド等のひもの対象でございますが、「ブラインド類やスクリーン類のひも部分の他、カーテンのタッセル等のひも状部分」と定義させていただきます。

それでは、資料の左側、「背景」をご覧ください。事故情報ですが、国内ではこれまで事故事例が6件報告されており、そのうち1件は死亡事例でございます。データソースは東京消防庁の救急搬送事例が2件、日本小児科学会のInjury Alertで3件、事故情報データベースシステムで1件でございます。いずれも、ブラインドのひもやカーテンの留めひもが、大人が目を離したすきに子供の首に絡まるなどして事故が起こっております。日本では事故事例はまだ少ないですけれども、海外のほうでは、米国で324件、欧州で10件など、かなりの数の死亡事故が報告されております。

続いて「安全対策」の状況ですが、国内では日本ブラインド工業会において、2005年から警告表示の取付けが行われております。また、安全器具として、荷重がかかると外れるセーフティジョイントや、子供の手の届かない位置にひもを束ねて上げておくコードクリップ等がございますが、これらについての使用や取付けが消費者の判断に委ねられているものもあります。一方、海外の状況ですが、安全確保のためにブラインド等のひもの任意

規格や強制法規が導入されている国もございます。

こうした状況を踏まえまして、日本においても安全対策の強化が必要ということで、「ブラインド等のひもの安全対策」を本協議会のテーマとして設定し、委員の皆様にご検討いただいた上で、来年3月までにご提言をいただければと考えております。また、協議会の議論の材料となるように、海外での事故事例や規制状況、国内における事故やヒヤリ・ハット事例の調査により、具体的な使用実態や事故状況の把握、また、事故の再現実験により、事故の原因把握や安全器具の有効性の検証などについても予定しております。

協議会の検討内容については、最終的に提言という形で取りまとめていただくこととなりますが、都としては、この提言に基づき、消費者への注意喚起、関係団体への要望や情報提供、国への要望等を行い、事故の未然防止につなげていきたいと考えております。

テーマの概要と本協議会の流れは以上でございます。

続きまして、資料3-1と3-2をご覧ください。こちらの資料は、日本ブラインド工業会及び日本インテリアファブリックス協会へのヒアリング調査により、国内のブラインド等の市場と安全対策についてまとめてございます。

資料3-1の説明の前に、資料3-2に主なブラインド等の種類をイラストで紹介しています。こちらで説明させていただきます。日本ブラインド工業会さんのほうからご提供いただいたのですが、こちらが一般的なヨコ型ブラインドのひものみというものになります。それから、こちらの黄色いほうはヨコ型ブラインドのひもとポールで操作するものになります。ひもで上げ下げして、ポールで角度を変えるような形になります。こちらについては、セーフティジョイントというものが付いておりまして、荷重がかかると外れるというような形になってございます。それから、こちらの右側がワンコントロール式というものでございまして、ポールの中にひもが入っている形です。引っ張るとひもの部分が出てきて、ここがループになってしまうという状況であります。

続きまして、タテ型ブラインドはこちらにはないのですが、こちらがひもありのロールスクリーンになります。それと、こちらがプルコードのロールスクリーンになります。こちらは引っ張ると上がるような形になっています。

それと、ローマンシェード、プリーツスクリーンなどもございます。

裏面には、カーテンの留めひもをご紹介します。日本インテリアファブリックス協会さんからご提供いただいた留めひもをこれからお返ししますので、ご覧いただければと思います。

それでは、資料3-1をご覧ください。(1)の「国内のブラインド等の市場の動向」ですが、表に示してありますように、市場規模の半分強はカーテンであり、次いでスクリーン類、ブラインド類となっています。また、都内の子供のいる方3,595件へのアンケートでは、2割以上の住宅でブラインド類、またはスクリーン類を使用していることがわかりました。

9ページをご覧ください。ブラインドについては、ほとんどが国内生産で、主要4社で市場の約8割を占めています。新築時やリフォームの一環での購入が多く、単体での買替え需要の周期は10年弱と考えられています。

(2)の「ひもの安全対策について」ですが、ブラインド類・スクリーン類のひもについては、日本ブラインド工業会において警告マークの添付を徹底しています。下の図の が警告マークでございます。安全器具は、下の図の から になりますが、各社の判断で実施されており、コードクリップの装着などはユーザーに任されているものもあります。警告マークとコードクリップの現物を回覧いたしますのでご覧ください。

続きまして、10ページをご覧ください。セーフティジョイントについては、各社で自社基準を設定しています。ある社の自社基準は、ヨチヨチ歩きの幼児の体重に対応する80N、即ち約8kgで外れるジョイントを付けております。安全確保の方法は複数あり、また、ひもの伸縮性等の条件が多様であることから、安全基準を統一することは難しいと想定されています。事故情報については、日本ブラインド工業会としての窓口はなく、最終消費者からの声は各社で各営業店を通じて本社に届き、状況に応じ工業会にて検討されます。

続きまして、カーテンの留めひもですが、事故リスクが高いのは細いひも状のタッセルであり、輸入品、量販店やネット販売が多いため、業界としての把握は難しい状況です。タッセルについての安全表示はなく、自主基準も現在のところありません。安全対策としては、ひも部分をマジックテープで留めるもの、マグネットで留めるものなども商品化されています。業界として、ひもの長さ等の具体的な基準はあったほうがよいと考えているが、家具との位置や好み等によって房掛けの設置高さが変わり、タッセルの位置も異なるので、設定は難しいだろうとのご意見でございました。事故情報については、インテリアファブリックス協会の直接の窓口はないが、最終消費者からの声は各社で各営業店を通じて本社に届き、状況に応じインテリアファブリックス協会の幹事会にて検討されます。

続きまして、資料4をご覧ください。国内及び海外のブラインド等のひもに関する事故事例等をまとめております。

15ページをご覧ください。1の「国内のブラインド等のひもに関する事故事例等」についてですが、これまでに実際に事故に遭われた方は、(1)の表にありますとおり、6件となっています。このうち、6ヶ月から1歳6ヶ月までの子供が5件となっています。死亡事例については、上から3段目になりますが、ベッドに寝かせていた6ヶ月の子供が寝返りをしてベッドから落ちた際に、たまたまひもが首に食い込んだと推測されています。また、2013年度の事例が表の下3つとなっております、比較的新しいタイプの事故として、こうした事例が見られるようになっていきます。

16ページをご覧ください。事故には至らなかったが、ひもに引っかかって危ない目に遭ったとする危険事例が3件報告されています。

17ページをご覧ください。都において、0歳から6歳の子供をもつ20歳以上の男女3,000人に対して実施した「乳幼児のやけどの危険」に関するアンケートの中で、ブラインドのひもやカーテンの留め具にあなたのお子さんの首がかかった、かかりそうになったといった経験がありますかという設問に対しまして、「ある」と答えた方が100件、割合にして全体の3.3%いらっしゃいました。そのうち、ブラインドのひもが首に引っかかった事例では、ケガをした危害事例が1件、首に引っかかりケガをしそうになった危険事例が24件、ひもに引っかかりそうになりヒヤリ・ハットした事例が32件ありました。カーテンのひもでは、危害事例はなく、危険事例が3件、ヒヤリ・ハット事例が4件ありました。

18ページをご覧ください。ブラインドのひもが首に引っかかった危害・危険事例について、詳細を記載してございます。下線が引いてありますが、ひもで遊んでいて事故に遭いそうになったという事例が多く見られました。また、安全器具が作動して助かったという事例もありました。

19ページをご覧ください。ブラインドのひもが首に引っかかった危害・危険事例についての年齢構成ですが、3歳以下が多いことがわかります。

20ページをご覧ください。こちら先ほどのアンケートと同様に、都において、小学生の子供をもつ20歳以上の男女3,000人に対して実施した「小学生の身の回りの危険」に関するアンケートの中で同じ質問をしたところ、「ある」と答えた方が91件、全体の3%いらっしゃいました。そのうち、ブラインドのひもが首に引っかかった事例で、危害事例が2件、危険事例が16件、ヒヤリ・ハット事例が12件ありました。カーテンのひもでは、危害事例1件、危険事例2件、ヒヤリ・ハット事例2件です。

21ページをご覧ください。ブラインドのひもが首に引っかかった危害・危険事例につい

て、詳細を記載してございます。こちらでも安全器具が作動して助かったという事例がありました。ブラインドのひもが首に引っかかった事例の年齢構成ですが、やはり3歳以下が多くなっております。こちらのアンケートは、現在、小学生のお子さんをもつ世帯に対して調査しており、回答については、その子たちが乳幼児のころの体験を思い出して答えていただく形になっておりますが、「経験あり」とお答えされた方は3%ということで、同じような結果が得られました。

22ページをご覧ください。2の「海外のブラインド等のひもに関する事故事例について」、ご説明します。統計の集計期間が異なることもありますが、死亡事故を拾っていくと、米国で324件、欧州で10件、英国で13件、カナダでは負傷事故と合わせて28件、オーストラリアで15件と、多数の事故が報告されていることがわかります。

23ページをご覧ください。(2)で米国においてリコール対象となった製品による重大事例が記載してあります。年齢を見ると、1歳から2歳に集中していることがわかります。また、ローマンシェードのひもによる事故事例が多く見られますが、これは記載の事故以前にブラインド類のリコールがあり改善されたため、未改善のスクリーン類にリコールが起きていることによります。

24ページをご覧ください。少しデータは古くなりますが、2004年の米国消費者製品安全委員会の報告書で、66件の死亡事故を包括的に分析している内容です。犠牲となった子供の月齢は8ヶ月から78ヶ月と幅広いが、12ヶ月から15ヶ月に集中していること。また、^{いっ}縊^りの原因として、製品の一部であるループが約4割、何らかの形で束ねられたループが約3割、ブラインドやローマンシェードの内側のひもが約2割、子供が自ら巻きつけたケースが約1割ということなどが分析されています。

25ページをご覧ください。報道等から得られた最近の重大事故事例ですが、米国、カナダ、英国、オーストラリアで死亡事故等が報道されており、子供の年齢は1歳から3歳となっています。

次に、資料5-1と5-2を合わせてご覧ください。A3の資料5-1では、欧州委員会や米国などの主要国の規制内容等を一覧にしております。欧州と米国は任意規格、カナダ、オーストラリア、韓国は強制法規となっています。

大まかに見ていきますと、欧州では欧州標準化委員会による任意規格がイギリスを含む39ヶ国において、自国の規格として採用されています。2009年に欧州規格が導入されましたが、現在、欧州委員会における2011年の決定に基づき、規格の見直しを実施しており、

来年2月に新しい規格を公表する予定です。また、米国は、1996年に任意規格が導入された後、2007年に現行の規格に改訂されていますが、現在、強制法規化を求める市民団体の動きが活発化しており、今年の5月に嘆願書を提出しています。カナダでは、米国の任意規格をほぼ準用する形で、強制法規によりそれを義務づけています。オーストラリア、韓国では強制法規が導入されており、とりわけ韓国では、今年の7月に強制法規が発効したばかりの状況でございます。

各国の規制や規格の詳細については、資料5-2にございます。1の「定量的な規定」ですが、(1)の米国・カナダの規格では、触れることができる独立のループは153mm以下、又は直径102mm以下となっています。ループコード開放器具、これはセーフティジョイントだと思えますが、所定の条件で実験した際、最低22.2N、つまり約2.2kgで開放されるものと規定されています。なお、22.2Nは、器具単体での試験の際に基準とする数値であり、実際に設置した場合には、より大きな力によらなければ外れることはないであろうということでございます。

(2)のオーストラリアでは、コードガイド、これはチェーン固定具だと思えますが、このコードガイドを用いる場合、床から1,600mm以内の高さに220mm以上のコードの輪ができないようにしなければならないと規定しています。

28ページをご覧ください。(3)の韓国では、の画像3のように、垂直250mm/minの引張速度で負荷したときに、下の表の(あ)、(い)、(う)の1つ以上を満足させなければならないとして、98N、つまり約9.8kg以上の荷重で、上の図にあるシャフト・エンドキャップ・クラッチのいずれかが分離されるなどの要件があります。

29ページをご覧ください。のループをカバーする保護装置や、クラッチなどのチェーン固定具について規定しています。

30ページをご覧ください。2の「定性的な規定」ですが、(1)の欧州の規格では、「共通の安全器具は製品に必ず付けなくてはならない」とした上で、安全器具及び安全のための措置を列挙し、設置可能なブラインドのタイプや機能と問題点を説明しています。

以上で資料2から資料5-2の説明を終わります。

丸山会長 ご説明どうもありがとうございました。内容が多くて、情報の把握もなかなか容易ではないかとは思いますが、早速、協議を進めていきたいと思えます。本日は初回ですので、皆様方全員にご発言いただければと思うのですが、必要に応じまして自己紹介や日ごろの取組、それから、何より配付資料に関する補足、ご意見、あるいはご質問な

どを含めましてご発言いただければと思います。配付資料の関連順でご発言をお願いしたく存じます。

それでは、まず資料3で、国内のブラインド等の市場と安全対策について事務局より説明がありました。事業者代表ということで、日本ブラインド工業会の片山委員からお話しいただけますでしょうか。

片山特別委員 座ったままで失礼します。ブラインド工業会4社で、国内の約8割のシェアを占めるということで、非常に重要な役割を持っているのかなとわれわれは認識しております。そんな中で、先ほどいろいろご紹介いただきましたけれども、工業会では、平成16年から検討を始めまして、17年から警告表示を付けまして、注意喚起を図りましょうということからまず手始めに始めてまいりました。だいたい時を同じく平成17年ぐらいから、先ほどお手元に回していただきましたセーフティジョイントですとか、コードを束ねておくクリップ、これを住宅用の製品すべてに標準装備で付けていくというような活動を各社でしていているのが現状でございます。

そんな中、今回、この協議会でいろいろアンケートや事例を調査されるということで、本当にわれわれが今までとってきた対策が十分なのか、事故の詳細がわれわれとしてはつかめていないということもございまして、こういうことであろうということで、今、ジョイントを付けたりしているわけですけれども、その辺でさらに有効な安全対策の手段が見い出せましたら、そういったものを今後製品のほうに展開していけたらと思っております。

私のほうからは以上です。

丸山会長 片山委員、ありがとうございました。それでは、続きまして一般社団法人日本インテリアファブリックス協会の小笹委員からお話しいただけますでしょうか。

小笹特別委員 本日のテーマであるブラインドとタッセル、カーテンの留めひもですが、特にタッセルに関しましてご説明したいと思っております。資料3-1の10ページに写真がありますけれども、カーテンを出荷される際は、大半が一番左の共布と呼ばれるタッセルが付属して出荷をされます。ローブ状のものとか細かいひも状のものというのは別途お客様のほうでお買い求めいただくというのが大半でして、全体で見ますと、恐らく数%ぐらいがこれに該当するのかなと考えられます。こちらのほうが、本日の資料にも説明がありますけれども、危険性は高いということになっています。ただ、どのように一般消費者の方がご使用されているかというのがわからない。カーテンを開いているときは、当然、この

写真の真ん中のように引っかかかれていると思われるのですが、カーテンを閉じたとき、もとのような形でフックに引っかかっているのか、あるいはだらんと垂らしたままの状態なのかということによっても、危険性の度合いは結構変わってくるのかなと思います。

それと、ロープ状のものですけれども、概ねロープの長さは70～80cm程度のものが多いです。そういったものが大半を占めているという状況にあります。それと、インテリアファブリックス協会としまして、カーテンのタッセルに関しての注意喚起ですとか、そのようなものは現状まだやっていないという状況でありますので、この協議会で何らかの形で決まれば、それに従ってやっていくというような形になると思いますので、ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

丸山会長 小笹委員、ありがとうございます。それでは、続きまして公益社団法人インテリア産業協会の山本委員からお話をいただけますでしょうか。

山本特別委員 私どもの協会は、工業会という性格のものではなくて、資格者の認定ということでございますけれども、安全に関して規格づくりというのは非常に大事だと思います。評価方法、即ち規格をつくって、基準というか、試験方法等を統一することが安全に大きく寄与するものだと思います。

一方では、今日、お話を伺うと、海外でも既に強制法規、海外での規格ということがございまして、そこでの協調、即ち日本独自の規格ということではなしに、海外の規格を採用できるのであれば、それを採用するということがハーモナイゼーションを図っていくということが、輸入のカーテン・ブラインド等もありますし、こちらから輸出ということもありますので、そういう点が大事だろうというように考えております。以上です。

丸山会長 ありがとうございます。続きまして、資料4で国内外での事故事例について事務局から説明がありました。日本小児科学会の委員でもいらっしゃる、緑園こどもクリニックの山中委員からお話を願ひいたします。

山中特別委員 事故事例のデータをご覧になって、海外、例えばアメリカでは300でしたか、かなりの数の子供が死亡しているんですね。それに対して、わが国での死亡例は、われわれが把握している1例しかないのです。ずいぶん差があると思ひます。私の印象では、欧米ではブラインドとか、スクリーンの設置がすごく多くて、子供たちがアクセスと申しますか、それに触る率が高いために今まで多く発生していた。今後、わが国でもブラインドなどが使われるようになりますと、たぶん同じように発生数が増えるのではないかなというのが私の印象であります。

そして、昨年11月に15ページの事例の2例目を学会雑誌に出しました。この15ページの表をご覧くださいとおわかりのように、小児科学会から報告している例は非常に細かく書いてあります。あとの例は2行ぐらいで、ほとんど何が起こったかよくわからない。要するに、われわれ医療機関は患者のすぐそばにいますし、細かい情報を聞くことができるので、医療機関できちんとした情報を取らないと予防には結びつかないということがおわかりいただけると思います。これは、主治医が「われわれはこういう事例を経験しました」という報告を送ってくるのですけれども、最初は主に治療法が書いてあるだけで、発生状況など細かい情報は、何度も主治医とやりとりをして、ここにまとめてあるわけです。

この2例目の事例については、製品名を教えてほしい、そうでないと、きちんとした対策がとれないと主治医に頼んだのですが、「そういうことはできない」と拒否されました。なぜ拒否するのかよくわからないんですが、医療関係者ではそういう事態がよく起こります。

昨年11月の学会雑誌にこの事例が出て、その1週間後に、亡くなった事例が発生していました。この事例は、たぶん、わが国で初めてはっきりした死亡例だったので、主治医に頼んで、そのときの細かい情報の提供をお願いしました。製品名とか、現場写真の提供をお願いしたのですが、主治医から断られました。それらの情報があれば詳しいことがわかり、予防策を考えやすいのです。医者言うこともわからないわけじゃありませんが、この主治医からのメールでは、「保護者から詳しい情報を聞こうと思っても、このご家族と私たち医療者は救急外来のみでしか面識がありません。血液疾患などの長期管理中に亡くなられた患者さんでは、おそらく医師と患者家族の間の強い絆や信頼関係が結ばれていることが多いのですが、今回のケースは医師と患者・家族関係は薄っぺらいものです。その中で、私たち医療者は、どうかこのような症例は二度とないようにと、ご家族に連絡をとらせていただきました。患者さんのご家族は、子供を失った悲しみのあまり、それどころではなく、時間をかけた結果、ようやくこのたび報告することを承諾していただきました。それだけで手いっぱいなので、これ以上はメディアの取材も何もすべてお断りします。」というのが主治医からのメールであります。私は発生場所も知っているのですけれども、この主治医との約束で公表できないのです。

本来、死亡例であれば、たぶん経産省の法令の関係で、10日以内とか2週間以内に企業に報告するシステムがあるはずですが、この事例はたぶん把握されていないと思います。われわれ医療関係者は、こういう事例がきますと、医師法第21条によって警察に届

け出る義務があります。届け出ないと罰せられるわけです。ですから、警察は必ず現場検証をして、細かい調書を取っているはずです。なぜその調書のデータが消費者庁なり経産省なりに伝わらないのか。消費者庁は本来、そういう情報を収集するシステムをつくらなければいけないと思うのですけれども、この例でもその情報は全く伝わっていないようです。少なくとも死亡例だけは、その事例の情報が伝わるシステムがないと困ります。この事例も小児科学会の会員が投稿して日本小児科学会のホームページに出さなければ、わからずじまいで埋没していたはずです。

今回の問題は、なぜこのような死亡事例が、どこが管轄なのかわかりませんが、消費者庁なりにきちんと伝わるようなシステムにならないのか。なぜ警察は犯罪性がないと判断したデータを情報公開しないのか。アメリカでは、法的に問題がない事例は情報公開するシステムになっています。警察の調書が公開されるようなシステムにつなげるため、今回の死亡事例を十分に検討していただければと思います。この事例も、ベッドの高さとか、大よそのことは書いてありますけれども、現場検証すれば、いろいろなことが検討できるはずだと思っております。

今回、後のアンケート結果でもわかるように、子供たちはカーテンのひもを遊びとして使っていることもあるわけです。ですから、今日にもまた同じような死亡例が発生することは十分起こり得るので、こういう重症事例がきちんと情報として上がってくるシステムを考えなければなりません。以上が事故情報を提供した側としての私の意見でございます。

丸山会長 情報共有についての問題点のご指摘、山中委員、大変ありがとうございました。続きまして、独立行政法人国民生活センターの鎌田委員から、ブラインド等についての商品テストを実施したことがあるかなどというお話も含めまして、お話をお願いします。

鎌田委員 結論から申し上げますと、ブラインドのひも、カーテンのタッセルを商品テストをしてほしいということで苦情が入ったことはないと記憶しています。ただ、似たようなもので、これはカーテンとは関係ないんですけれども、ひもといいますのは、衣類のジャンパーのフードに取りつけてあるひもがありますけれども、ひもの先のほうにブラインドの留め具と同じようなものが付いていますので、それがきっかけで目に飛び込んで目を傷めたというのがありましたけれども、商品が違いますので余り参考にならないのですけれども、私どものほうではブラインドのひものテストを行ったことはありません。

ただ、山中委員がおっしゃるように、こういった情報も、P I O - N E Tという全国の消費生活センターから入手する情報システムがありますけれども、ちょっと調べてきまし

たが、この情報は入っていませんでした。ただ、事故例は、一番下にあります事故情報データベースのはございましたけれども、あと、危険情報というか、危害までには至ってはいないけれども、首に挟むような経験をした、ヒヤリ・ハットですが、こういったものは数件ございました。

丸山会長 鎌田委員、ありがとうございました。事故事例ということで、続きまして、本日代理出席をされている東京消防庁の田中委員からお話をお願いいたします。

田中委員（田島委員代理） 東京消防庁からはこちらの資料のほうに出しております2事例ということですが、過去、平成18年から25年の6月30日までということで、当庁のほうで持っているデータを確認したところ、カーテンとか、ブラインドというところから抽出して調べてみると3件該当があった。うち1件は79歳の高齢者ということで、こちらに出ている2件が乳幼児ということで、日常生活のわれわれが捉えている事故の全体像から言いますと、データから見ても、明らかに乳幼児の部分と高齢者に事故が多いというのがはっきり出ております。それとちょうど符合する形で、今回も乳幼児の部分、お子様のところが2件で事故が上がってきているということで、今後のデータも注視していきたいというふうに考えております。以上です。

丸山会長 ありがとうございました。続きまして、社団法人全国消費生活相談員協会の鈴木委員からお話をお願いいたします。

鈴木委員 鈴木です。今、山中先生のおっしゃっていることはよくわかりますが、P I O - N E Tというシステムがありまして、全国から私ども相談現場からの情報、危害情報、危険情報は即座に上がるようなシステムにはなっております。命に関わることは、特に即上げるようなシステムにはなっているのですが、このような事故に関しまして、消費生活センターに持ち込まればすぐ上りますけれども、皆様、消費者センターに申し出るというシステム的なものを一般の方が知らないと上がってこないということで、今、国民生活センターさんのほうからもおっしゃったように、現場に上がってこない。これはなぜなのかという部分も少し検討する余地があるのではないかと思います。まず、それは啓発とって、何かあったら、そういう駆け込み寺の消費生活センターが身近にあるんだということを皆様に知っていただくことが必要ではないかと思います。

あと、先ほど消防庁さんとか、いろいろなところのデータを収集するように消費者庁はやっていらっしゃるのですが、なかなか周知のほうになっていないがために、速やかに、即座に上がってこないのが現状ではないかと思います。

あと、ブラインドに関しまして、本当に子供にとってはおもちゃの一つではないかと思っています。そして、業界団体さんもいろいろなマークやら、いろいろやったださっていますけれども、ブラインドに関しましては、自分が購入して設置するというケースと、あとは事業者さんが設置する。そうすると、人任せで表示やら危険性のあるものの周知などが若干薄いのではないかと思いますので、もし今後、設置する方が、使用者さん、利用者さんに対しての口頭注意とか、説明書の内容等の説明もしていただければ、利用者のほうも危険性というものを理解できるのではないかと思います。以上です。

丸山会長 鈴木委員、ありがとうございました。それでは、子供の安全をご専門とされている日本児童安全学会の詫間委員からお話をお願いいたします。

詫間特別委員 先ほどのデータも拝見すると、1～3歳というところに事故のピークがあるようで、もちろん老人もあるわけですが、そういうことになると、後のヒヤリ・ハット調査のところにも関係してくるかと思います。現在のところ、家庭内の事故が中心だと思います。ただ、保育所でもやはり同じような状況になっていると思いますので、そちらのほうをどういうふうに分析していくかというのも一つ課題になるかなとは思っておりました。

あと、構造上でローマンシェードというのは先ほど実物はなかったと思うのですが、絵で見ると、布があれですね。それもやはり操作コードと、タッセルというのはこう束ねることになりますか、やはりわれわれのほうで言うところの同じような潜在的な危険を持っているのだと思いますが、いずれにしても、1～3歳ですから、これは子供の行動のほうをいろいろ変容させるというのは非常に難しいわけですから、言葉は悪いですが、フルプルフといいますが、どんな具合に子供が操作したり触ったりしても事故が起こらないようにするという方向へいかなければいけないので、先ほどのマグネットで留めるというのも一つのアイデアだと思います。それから、要するに操作コードが下がっているというのが問題なので、それを棒状のものにして、中にひもを通すというのも1つあったようでございますけれども、棒そのもので操作するというようなことも将来考えられるのではないかと思います。いずれにしても、環境要因のほうで安全を保障する。つまりフルプルフにするというふうな方向でお考えいただきたいと思っております。

丸山会長 詫間委員、ありがとうございました。私の家にも1歳児の子供がおりまして、大人では考えつかないような危なっかしい使い方を子供がすることがあるなど日々感じているのですが、商品の安全性と子供ということがご専門の特定非営利活動法人キッズデザ

イン協議会の小野委員からお話をお願いいたします。

小野特別委員 キッズデザイン協議会の小野でございます。先ほどのご説明の中で、既に強制法規として導入されている国もあるとお聞きしたのですが、その効果がよくわかりません。一部状況が出ている資料もありましたけれども、法規制をした後の状況がどうなのか、そのあたりも少し調べてみていただきたいと思います。

というのは、資料4、14ページのところに絵がちょうど描いてありますが、ブラインドやカーテンを直したからといって、椅子とか、家具とか、ベッドとか、他の製品との組み合わせによる複合要因で事故が起こるのではないかと。ましてや、先ほどの資料、24ページの中には12ヶ月から15ヶ月に集中して事故が起きているということからすると、そろそろハイハイから歩き始めるころという、まさに好奇心の固まりで何をやらかすかわからないときに、お母さんの注意がどこまで子供の行動に対して向けられるかということ、さほど期待できないだろうと思います。そういった中でどうすべきか。単に法規制を強化したから、あるいは製品の安全を少しでも向上させたからというだけで解決するかどうか。そのあたりを、もう少し法規制までいった先進国の事例の中から教えてもらえればと思います。9ページのところにも、セーフティジョイントとか、あるいはコードフックのような安全対策があり、非常に有効かなというふうにも思うのですが、これでも事故が起きていたとすると、さらなる安全対策をとらなければいけません。私どもが実施していますキッズデザイン賞の中にも、こういった安全対策をとったブラインドが今年提案されてきました。ただ、われわれの中では、それだけで安全対策が完璧だとは思っていません。生活実態に合った形の調査を図って、その中の事故対策をどうすべきか。場合によっては、消費者の皆様、お母様方にも注意喚起をする必要もあるだろうと思いますし、あるいは住宅メーカーさんのほうに、こういった間取りですとか、窓のサッシをこういうふうに付けるべきだというようなところまで踏み込むべきなのかもしれません。そういったところを総合的にこの会議の中で分析できればというふうに考えております

丸山会長 小野委員、ありがとうございました。続きまして、独立行政法人産業技術総合研究所の持丸委員からお話をお願いいたします。

持丸副会長 持丸です。3つぐらい。今まで私も委員を承って、さっきもありました衣服の話であるとか、ライターの話であるとか、何件かやってまいりました。今回の特徴の1つは、生命に関わる重篤な事故だということですね。指が切れるのも確かに大変なことではありますが、とにかく首回りの事故ということで死亡事故が起きている。それが、山

中先生からお話がありましたように、増加傾向にある、あるいは増加していくと思われる、これがもう1つの特徴だと思います。まず、これはすごく大事なポイントです。

2つ目です。それで、対策を考えるとときに、私いつも申し上げているのですが、マーケットがどうなっているのかということで、今回、大手の企業の市場占有率が比較的高いということは、アクションとしてはとりやすい可能性もあるということです。以前、ライターとか衣服をやりましたときは、非常に中小が多くて市場占有率が低いということは、こう言うは何ですけれども、安全に関するコントロールが非常に難しいということになります。ライターや衣服が最終的にどうしてもJISに持っていかなければならない、法規制に持っていかなければならなかったというのも、そういうような事情もあったということです。これは、今回の提言がどういう手段になるかわからないですが、まず1つの状況だということです。

一方で、厄介なところがありまして、それは製品寿命が恐らく長いだろうということです。これは、今度はライターや衣服と劇的に違ってありまして、市場のものが変わっても家のものは簡単に変わらないということがしばらく続きます。衣服やライターは、市場のものが変われば、恐らく製品寿命が短いので、数年のうちに家庭内が安全になると思われるのですが、これがなかなか進まないというところに、どのようにアタックしていくかということになるかと思います。

今少しお話がありましたように、産総研のほうでもこれに関するやや定量的な実験も行いますし、その上で、さっきどなたかの話がありましたように、利用者が日常的に注意しなくても安全が担保できる仕組みというのを何とかつくりたいと、クリップで留めるのも1つですが、大体留め忘れたときに事故が起きるわけですね。だから、そういうようなことも含めて、どういう対策が考えられるか。それを社会に実装していくのに、業界標準的なものがあるのか、それとも何らかのデジュール標準と申しますか、そういうものを考えなければいけないのかということです。

最後に1つだけ。国際的な視点で見ると、調査いただいたように、海外で既に標準化が起きているのですけれども、もう一つ、マーケット的な観点で、これは、業界の方に聞かないとわからないのですが、輸出入という観点がどうなっているかということです。海外で標準化が進んでいる状況で、輸出入が大きいものと、どうせ海外の標準に合わせなければ輸出ができないとか、そういうような話が出てまいります。あるいは、国際的に輸出入がそもそも大きい商品になると、例えば欧州の規格をISO化しようという話が必然

的に出てきて、そうなると、日本はそれに準拠せざるを得ないという形にもなってしまう。私、「子供の安全に関するガイド50」の日本代表で参加しておりますが、この中でも議論は割と出ておまして、複数箇所にブラインドのひもの話が入っておりました。海外ではかなり重篤な事故として今認識されているようですね。この辺も、国内のマーケットだけじゃなくて、国際的なマーケットの中で、業界さんのほうもどのように立ち回るのが賢いかということもちょっとご検討いただければと思います。

私からは以上です。

丸山会長 持丸委員、ありがとうございました。市場構造など幾つかの論点についてご指摘いただいたのですが、今ちょっとご質問のあった輸出入の状況について、まだほかの委員にこの後ご意見もいただきたいのですが、話を一旦中断いたしまして、ブラインド、カーテン、それぞれの輸出入の状況について、事業者側の方々から一言二言、ご存じの範囲でお話しいただけますでしょうか。まず、ブラインド工業会の片山委員、何かございますでしょうか。

片山特別委員 輸出入の状況ということでございますけれども、まず輸出に関しましては、ほとんど数字にならない程度だと考えていただいてもよろしいかと思います。そもそも海外のブラインドの製作というのは、いろいろな会社から部品を買ってきて、小さな工場を組み立てて販売する。日本の場合はメーカーが部品から製造まで一貫してやりますけれども、海外は部品をいろいろな会社から集めてきて組み立てをするという製造形態と申しますか、販売形態と申しますか、そういう形がメインになっています。ですから、輸出をするとしても、部品で輸出しているパターンが多いのかなと。例えばコロの部品だけとか、巻き取るパイプだけを輸出するとかですね。

輸入に関しましては、先ほども申し上げましたように、約8割がわれわれ工業会のメンバーの製品であるというところで、残り3割の中に輸入品が含まれているのかなと思います。輸入品は特に、これは私の主観が入るところもありますけれども、量販店等で売っている比較的廉価品のものが恐らく数としては多いのかなというふうに感じています。

持丸副会長 ということは、例えばヨーロッパとかアメリカ、カナダよりは、アジアからの輸入のほうが多いのではないかと。

片山特別委員 そう思います。

持丸副会長 ありがとうございます。

丸山会長 片山委員、ありがとうございました。続いて、カーテンについても、インテ

リアファブリックス協会の小笹委員からお話しいただけますか。

小笹特別委員 カーテンそのものというより、タッセルですけれども、ロープタッセルを中心とするあのようなタッセルに関しましては、ほぼ輸入品ですね。輸入の相手国としましては、ヨーロッパ、それと中国が一番多いですね。国内であのようなロープタッセルをつくっているところはほとんどない状況です。

丸山会長 危険性の高いロープタッセルについては、輸入品がほとんどだということですね。

小笹特別委員 そうですね。

丸山会長 わかりました。ありがとうございます。

話をもう一度もとに戻しまして、各委員からご意見等を伺いたいと思います。

小野特別委員 キッズデザイン協議会の小野です。先ほどの話の中で、今年のキッズデザイン賞の受賞作に安全対策をとったブラインドがあると申し上げましたが、その社長に「なぜこんな商品を開発したのですか」とお尋ねしましたら、「輸出できないからだ」というふうにおっしゃっていました。輸出国、特に欧米とか中国というふうにおっしゃっていましたけれども、こういう安全対策をとらないと輸出できないんだというようなことをおっしゃっていました。ちょっと矛盾しているような感じもするので、その辺はちょっと調べていただければと思います。

丸山会長 キッズデザイン協会の小野委員、ありがとうございました。

それでは、話をもとに戻しまして、各委員からのご意見をいただきたいと思います。公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の釘宮委員からお話をお願いいたします。

釘宮委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の釘宮でございます。資料4で、いろいろと事故事例ですとか、アンケートの結果が載っております。実際に日本でいろいろな事故事例ということではいいますと6件だけということですが、これは本当に表面化しているものだけということになるかと思えます。例えば、17ページのアンケートにおきましては、これは乳幼児のお子さんをおもちの親御さんにお聞きしたアンケートになりますけれども、3,000件のうち実に100件ということですので、3%程度の方から、危害の程度は様々ですが、上がってきたということは、ヒヤリ・ハットということと言うと、非常に危険性をはらんでいる状況というのが、まさに日本においてもあるんだということは認識しなければいけないものであると思っております。

実態について見てみると、記述内容というところで見ますと、例えば18ページの危害というところでは、垂れ下がらないように上部で留めるためのクリップがついていましたが、そのときは使っていませんでしたというような記述がございます。ということは、安全器具、コードクリップというものがあるわけですが、それについては、そのとき使っていなかったというような状況が実際発生していたわけです。

また、危険というところの記述の内容を見ると、例えば重力ですぐ取れたというのが、それは19ページの一番上に記述がございます。これは、恐らくセーフティジョイントが付いているものだったのではないかというふうに思われますけれども、その場合には、きちんと外れるというようなところですね。同様のところが19ページでも、重さで留め具が外れて負傷しなかったというようなことが書いてあります。

このように安全対策ということに関して言うと、やはり警告マークというものはあるわけですが、恐らくそのマークはなかなか見ていただけないような環境があるのではないかと。安全器具というところに関しても、ユーザーのほうで判断して使うものということについては、なかなかお使いいただけないような状況があるように思います。ただ、セーフティジョイントのような製品と一体型になったようなものはある程度機能する。また、ひもが切れるというようなことがあれば、それも恐らく機能していくというふうに思われます。これが事故の実態、それから、それに対する安全対策の可能性というところになるかと思えます。

あとは、場所といいますか、どういう状況のときにということで、先ほど子供が遊んでいてというのが非常に多いというご指摘はあったんですけども、例えばハイハイをしていてひもに首が引っかかったという、かなり低いところにひもが垂れ下がったような状況があるような場合もあるでしょうし、あるいは、走っていて首が引っかかったという、乳幼児の背の高さぐらいのところも恐らく危険性があるのかもしれませんが。あるいは、ソファに乗って、よじ上るといっても幼児ではよくありますので、そういう遊んでいる環境というところと言うと、ソファというような高さ、窓の高さというところも考えていかなければいけないところではないかというふうに思います。

あとは、事故が起きた場所ですね。それは宿泊先でというのもありますし、夜寝ているときというのがあります。それは、ベッドに寝ていたときということもあると思います。あるいは、病院内や店舗でというような指摘もあつたりいたします。

海外の事例で言うと、自宅リビングというのがありますし、寝室というのもあるし、あ

とキッチンというのもあるんです。子供は本当にいろいろな状況で遊んでいて引っかかってしまうというようなところもあるようですが、どういうところにどういう対策をするのが一番効果的なのか。そういうことを、まずは実態をつかむということで、アンケート調査なり何なりというところから実態をつかむのが一番大事で、そこから対策を考えていくべきではないか、そのように思います。

丸山会長 釘宮委員、どうもありがとうございました。本日ご欠席のみらい子育てネット東京の小林委員からもコメントをいただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

商品安全係長 要点を申し上げます。

核家族化が進み、子供だけで留守番という場面も増えています。考え得る危険要素については、見過ごさずに改良を進めてほしいものです。ブラインド等のひもやタッセルについては、ちょっと引っ張れば切れる、外れる、伸びるなどの工夫をする。ひもを垂らしたままにしない。ひもを使わない。長過ぎないようにする。それでいて、おしゃれ感を失わないなどの工夫はすぐにもできるように思います。これらの改良は、子供のためだけではなく、大人、障害者、高齢者のためでもあります。子供にとって、より安心な生活環境は、大人たちにとっても同じくより安心な生活環境です。事故再現実験も十分にさせていただき、思いがけない危険の裏づけを検証し、これを各家庭と建物業界等への注意喚起につなげたいと思います。実際に死亡事例もあることですので、躊躇なく、「このままでは危ない、安心への工夫を何かしていますか？」と呼びかけていこうと考えています。

以上です。

丸山会長 ありがとうございました。この後、余り時間を長く取ることはできないのですが、この議事に関しまして質疑応答、あるいは意見交換、フリーディスカッションのようなものを委員、特別委員、あるいはオブザーバーの皆様からいただければと思います。いかがでしょうか。

田近さん、お願いいたします。

田近氏 先ほどから事故情報の共有の問題が出ておりまして、9ページを見ますと、上から3つ目の項目で「新築時やリフォームの一環での購入が多く」と記載されていますが、私、最近、幾つか新築マンションの展示場に行ってまいりました。そうしますと、大人用の寝室を見ますと、窓際に大人用の大きなベッドがピッタリついておりまして、窓際にはブラインドが下がっているというような状況を大変多く見まして、私も非常に驚いたんで

す。その状況を見ますと、15ページにあります小児科学会から出されておりました死亡事例、あれもやはりベッドに赤ちゃんを寝かせておいて、それで、ブラインドのひもに引っかかったと。まさに同じような事故がすぐにでも起こる可能性があるなということを実感いたしました。そういうことを考えますと、ブラインドの製造・販売だけではなくて、例えばそういうインテリアをコーディネートするコーディネーターですとか、それから、展示場の室内に展示するものに対してのコーディネーターですとか、あとは、購入時にカーテンとか、そういうものに対する買った人と販売会社との打ち合わせ、相談がありますので、そういうときにアドバイスするコーディネーターとか、そういう人たちまで巻き込んで情報提供していかないと、こういう子供の事故はなかなか減らないと思いますので、質問ですが、例えばそういうコーディネートする部署と申しますか、管轄と申しますか、そういう人たちとの連携とか、話し合いとか、そういうことは何かございますか。

山本特別委員 インテリアコーディネーターには、住宅やインテリア関係のメーカーに属している人たち、工務店などの内装施工会社に属している人たち、それから、独自にフリーでやっていらっしゃる方がいます。現在、資格を持っている人は約6万人ぐらいいるのですけれども、実際にその業界で働いているという正確な人数はつかめていません。仮に4万人としますと、そのうち顧客、住まい手の方に直に接するような仕事をしている人数という意味では、30歳代の年代層を中心にして、4万人をその世代で割った人数の方たちが現場で働いているというように思います。

ご質問の向きですが、インテリアコーディネーターはそういった現場で顧客側とインテリア等を供給する側の間に立つわけで、いわゆる業界、企業側、それから建物とか、インテリアを供給する側の者としてお客さんに接するというところでございます。そういった中で、商品の品質をお客さんによく伝えるということは当然だと思います。しかし一方で、これは一般的じゃないかもしれませんが、住まい手の方は必ずしも、安全とか、環境のほうになかなかニーズがいかないというか、やはり快適な住まい、それから癒しとか、くつろぎが得られるような空間を実現したい、一面では美しさというところにもつながるかもしれませんが、そういった要望が多いわけございまして、そのようなニーズのなかでインテリアコーディネーターが安全というものを配慮して、お客さんに適切な商品を勧めるということは重要だと思います。

長くなりましたけれども、私どもからインテリアコーディネーターに直接何かすることについて言えば、人数が多いということもあり、私どものホームページ、メールマ

ガジン、そういったところでの広報ということにならざるを得ません。5年に1回、資格更新をするので、その機会に広報的なやりとりもありますので、そういったことを通じて周知なり広報していくということができかなというふうに考えております。長くなりまして済みません。

丸山会長 ありがとうございます。今回、オブザーバーで消費者庁の方もいらしているわけですが、このブラインド等の問題というのは、もちろん東京都内の固有の問題ではないと思うのですが、国全体としてはどのようにお考えでしょうか。

河岡氏（宗林氏代理） 消費者庁安全課の河岡と申します。消費者事故がたくさんある中で、ブラインドだけをということになりますと、今回、このように消費者庁の活性化基金を使って、この協議会でご議論いただいて、その結果をもって、この先どうしようかということは具体的になるかと思しますので、今は特に方策を持っているということではないということをお話ししたいと思います。

また、山中先生から先ほど厳しいご指摘がありまして、事故情報の収集ということについては、この事例については、別ページにあるように、こちらのほうで把握していたケースが少ないということで、ブラインドの事故にとどまらず、いわゆる消費者事故についてはもっと情報の収集をと考えております。

丸山会長 ありがとうございます。先ほど市場構造の問題がありまして、ブラインドについても2割、3割は輸入品であるとか、あるいはカーテンのひもについても、特定の形状のものについては海外の輸入品が多いということがありました。こうなるとまいりますと、業界団体の枠組みを超えた取組が必要になるという可能性も出てくるわけですが、この点に関しまして、経済産業省さんとしては何かお考えがございでしょうか。ご意見をいただければと思います。

永田氏 私どもの所属が、JISとか、ISOの標準をつくっているところですが、その立場から申し上げますと、まだ安全対策の一つの方法として、JIS化にするのがいいのか、または業界規格をもっとブラッシュアップするのがいいのかということについて、今後、関係各社と調整するなり協議して、標準化すべきというご判断があれば、JIS化の方向についても検討させていただきたいというふうに考えております。

丸山会長 ありがとうございます。いろいろご意見をいただき、ありがとうございました。

今までの議論の中では、例えば乳幼児の生命の安全に関するような問題であるとか、あ

るいは情報共有や収集に関してまだまだ問題点があるとか、あるいは輸出品・輸入品等々、市場構造についての問題、特徴といったご意見があったかと思えます。本日いただいたご意見等につきましては、事務局のほうで少し論点整理をしていただき、次の協議会で引き続きご検討いただけるようお願いしたいと思います。また、後でもう少し時間がありましたら、今の議論についてもまたご質問をしていただけるかもしれません。

続きまして、議事の(2)に入ります。まず初めに、「ブラインド等のひもに関するアンケート調査(案)」につきまして、調査目的やアンケート(案)について事務局から説明をお願いいたします。

商品安全係長 それでは、「ブラインド等のひもに関するアンケート調査(案)」についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

調査の目的ですが、子供のいる家庭における、ひも付ブラインド等に係る事故状況や、安全器具の使用実態、消費者の意識等を把握し、今後の検討に活かすために実施するものです。

調査対象は、都内及び近県に在住で、ひも部分のあるブラインド類、またはスクリーン類を所有し、生後3ヶ月から6歳までの子供と同居している20歳以上の男女と考えております。

32ページをご覧ください。まず、プレ調査として、ひも部分のあるブラインド類・スクリーン類を所有しているかどうかを調査します。プレ調査で「所有している」と答えられた方1,000人に対し、35ページ以降の本調査を行います。35ページでは、ブラインド類・スクリーン類の使用期間、購入先、取付け作業者、購入の際に重視した項目について聞いています。

次に、36ページでは、警告表示タグの使用状況や購入時の安全器具の状況を聞いています。

37ページでは、安全器具の使用の状況を聞いております。

それから、38ページでは、危害、危険、ヒヤリ・ハット経験について聞いています。

39ページでは、危害等の経験のあったブラインド類・スクリーン類のタイプを聞いています。

40ページでは、外国の規格でイコライザーに関する規定もあったことから、(9)-2で、イコライザーよりも上の部分で引っかかったのか、下の部分で引っかかったのかを聞いております。

(10)では、危害等の経験の詳細を聞いています。自由回答です。

それから、41ページでは、危害等の事例が発生した原因や苦情の申出先、これまでに危険性を感じたことがあるかどうかについて聞いています。

42ページ以降は、カーテンの留めひもの質問をしており、(15)では、カーテンを閉じている状態のときに留めひもをどうしているのか。また、(16)以降で具体的な危害経験等を聞いています。

最後に、44ページの(22)で、安全性について日頃感じていることや、(23)で、事業者、行政への要望について聞いています。

以上でブラインド等のひもに関するアンケート調査の説明を終わります。

丸山会長 ありがとうございます。かなり大がかりなアンケートだと思います。

ただいまご説明いただいたアンケート調査(案)について、ご意見などがありましたらお願いいたします。

アンケート調査の内容についてはこれでよろしいでしょうか。

次回の協議会では、アンケート調査結果について事務局に報告していただくことにいたします。

続きまして、ブラインド等のひもに関する事故再現実験(案)について、実施目的や実験(案)について事務局から説明をお願いいたします。

商品安全係長 それでは、45ページ、資料7をご覧ください。ブラインド等のひもに関する事故再現実験の目的ですが、子供の^{いっけい}縊死事故の原因を分析するとともに、安全器具の有効性について検証し、安全対策についての検討の参考とするために実施するものでございます。

2の「調査実施機関」ですが、持丸委員が所属しておられる独立行政法人産業技術総合研究所にお願いしたいと考えております。

3の「実験・検証の前提」ですが、ループ状のひもと、6ヶ月から3歳の子供を想定し実験・検証を行います。

具体的な実験内容ですが、4の1)の再現実験では、安全器具の装着されていないブラインド類のひも等が子供の首にかかり宙吊り状態になった場合の、ひも等にかかる最大荷重やひもの損傷状況を検証します。

46ページをご覧ください。生後6ヶ月から3歳までの子供を6ヶ月ごとに区分して、検証対象は、大きなループができるタイプにおいては、ブラインド類やスクリーン類の種類

よりも、機構による影響が大きいことを踏まえ、表の6種類のタイプを考えております。

2)の再現実験 では、複数種類のセーフティジョイントに静荷重をかけて、ジョイントが外れるまでの荷重を計測します。国内メーカーで主流となっているタイプについて検証したいと考えています。

3)の理論検証 では、生後6ヶ月から3歳までの子供を6ヶ月ごとに区分して、その平均身体寸法データをもとに、安全を確保するためのひもの高さ等の条件を検討します。

47ページをご覧ください。検証対象は表の3種類を考えています。

なお、5の「その他」に記載しているとおり、再現実験では、ループ状の長いひもが首に引っかかるケースを想定していますが、アンケートで異なる傾向の事故事例が確認された場合は追加実験を行う予定です。

以上で事故再現実験の説明を終わります。

丸山会長 ただいまご説明いただいた事故再現実験(案)について、ご意見等がありましたらお願いいたします。

事故再現実験(案)の内容については、これでよろしいでしょうか。

釘宮委員、お願いいたします。

釘宮委員 質問ですけれども、24ページ、これは米国の報告書の中に、^{いっげい}縊頸の原因としてというのがありまして、製品の一部であるループが4割、何らかの形で束ねられたループが3割、あと、ブラインドやローマンシェードの内側のひもが2割、子供が自ら巻きつけたケースが1割、そういう^{いっげい}縊頸の原因が書いてあるのですけれども、この実験の要素としまして、ある程度、そのような^{いっげい}縊頸の原因が踏まえられた形でこれが決められたという考え方でよろしいのでしょうか。確認でございます。

丸山会長 この実験概要について、いかがでしょうか。

商品安全係長 46ページをご覧いただきたいのですが、こちらの表で、引っかかる部分というところがありまして、ループ部分、それからローマンシェードの裏側のひも、それから、イコライザーの上部ということですが、これが先ほど24ページにある何らかの形で束ねられたループに該当するというふうに考えておりまして、一応網羅されているのではないかとこのように考えております。

丸山会長 いかがでしょう。ブラインド工業会の片山委員のご意見として、こういった実験をすれば、現状、日本で流通しているブラインドのかなりの部分は網羅されているというふうにお考えでしょうか。

片山特別委員 はい、網羅できていると思います。というより、むしろ事故統計のほうは何を言っているかよくわからない部分があるんです。ループが約3割、何らかの形で束ねられたループが3割。だから、いずれにしてもループなんですよ。ループを束ねて高いところにやったけれども、それに絡まった事故なのか、束ねたのが低いから絡まったのか、この辺がちょっとわからないところではあります。

あと、内部のひもというのはこちらの試験計画の中に入っていますので、網羅されていると思います。ですから、束ねた状態でどうなるのか実験をしなければいけないということであれば、それを追加しないといけないと思いますけれども、束ねた状態が、背の届かないところに束ねたという前提であれば必要がないのかなというふうに思います。

丸山会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事全体を通じまして、皆様方のほうからご意見やご質問が何かおありでしょうか。

では、最初に持丸委員、お願いします。

持丸副会長 産総研の持丸です。今の実験についてわれわれのところではプランニングをしているのですが、エクスキューズではないんですけど、致命的に1つ足りないことがございます。要するに、どういう荷重がかかったら子供の首が締まるのかというのは、データが明確にないんです。そここのところは、今、われわれも実験がしきれないところにありまして、まずは、とにかくどういう状況で、どれぐらいの力がかかってしまうかというあたりを中心に、あとは事故データで実際にこういう状況になったとき、どうも重篤なことになっているらしいというあたりから押さえていきたい、そのような計画になっているということだけご理解ください。

丸山会長 ありがとうございます。詫間委員、いかがでしょうか。

詫間特別委員 先ほど小野専務理事のほうから、キッズデザインでブラインドに関して賞を受けられたものがあるということですね。それは、かなり国際水準に向けての改良をしておられるというようなご説明がありましたので、もしそうだとすると、答えの一部は出ているようなことになりますので、もしお差し支えなければ、その写真とか、そういうものを、次回ということですが、お見せいただくとありがたいと思っているわけですが。

丸山会長 ありがとうございます。ほかに皆様方からご意見は。山中委員、お願いいたします。

山中特別委員 先ほど鈴木委員から、事故が起きたときには消費生活センターに申し出るようになっていっているので、そこにきていないことが問題だという話があったのですが、私の立場からしますと、死亡例とそれ以外では全く違うと思います。死亡例の子供の親は気が動転していて、消費生活センターへ申し出るわけがないですよ。今回、昨年11月の死亡例では、なぜ情報が消費者庁なり、経産省なり、業界団体に伝わらなかったのかということ、それぞれの部署の見解として出していただきたいと思います。今回、もし小児科学会のこの3例の事例報告がなければ、首に引っかかった事故はみんな軽傷で、こんなものは検討する必要がないという話になったかもしれないですね。小児科医が細々と集めた情報しかないというのは非常にお粗末な状態だと思いますし、なぜ行政にまで死亡例が伝わらないのか。警察の壁なのか、何なのかわかりませんが、今後、日本全国で同じことが起きると思います。小さな事故は山ほど起きており、もちろんすべてを消費者庁が把握するなんてことはできないと私も思いますけれども、少なくとも死亡例は絶対に漏らさないように検討しなければなりません。死亡事例がなぜ伝わらなかったのかに関しては、この委員会の報告書の中に、その理由なり、どうやって改善するのかに関してもしっかりと明記していただきたいと私は思っています。よろしくお願いいたします。

丸山会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問は。田近さん、よろしくお願いいたします。

田近氏 先ほど持丸委員より、ブラインド等は使われるのが増加傾向にあると思われるというお話がありましたが、私も同じような話をよく聞きます。その理由の1つとしては、例えば子供用のカーテンなどは、インターネット販売とか通販で自分の好きな柄を簡単につかって、しかも、カーテンより安く短期間でできるという名目で売られているものがたくさんあります。その中の1つで、例えばオーダーのカーテンというところで、あるところを見ますと、キッズコーナーというところがちゃんとあるんです。そのキッズコーナーのところをクリックしますと、先ほど出てきました、たくし上げて巻き上げるというローマンシェード、裏のひもについては危ないという、そのローマンシェードのかわいい生地の見本が第一面に出てくるんです。ですから、そういうことをいろいろ考えますと、今、若い世代を中心にインターネットや通販などでも買われているということが非常にありますので、オーダー品についても今後検討していく必要があると思います。

丸山会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問いかがでしょう。

もしもよろしければ、今の田近さんのご発言に少しかぶせる形になってしまうのですが、

資料3 - 1の9ページに、オーダーを受けてから生産、納品するという言葉がブラインドについては書かれていたのですけれども、片山委員、ブラインドというのは基本的にはオーダーのものが現状多いということでしょうか。

片山特別委員 そうですね。工業会の加盟各社においては、9割以上がオーダー品だと思います。

丸山会長 そうすると、市販の品を消費者が余り危険性を考えずに購入するというよりも、例えばオーダーをする段階で、メーカーさん側なり、販売店さん側が何かアドバイスをするという事は、可能性は十分あるということですか。

片山特別委員 はい、あると思います。ただ、先ほどもお話がありましたように、インターネット販売というのは、オーダーでもインターネットで購入できるようなお店があったりします。ですから、そういった部分ではちょっと介在できない。ただ、そうはいつでも、まだまだ人の手を介して販売しているものが多いですから、そういう注意喚起はできると思います。

丸山会長 わかりました。

田近氏 大手のメーカーさんでも、オーダーでやることは非常に多いと思うので、オーダーするときに、大手の製品であっても、安全性についての注意喚起を直接お客さんとするということはできますか。

片山特別委員 ちょっと質問の意図がよく理解できていないんですけど。

田近氏 すみません。インターネットのオーダー品だけが問題というよりは、それも問題なのですが、結局、大手のほうでオーダーでブラインドでも、いろいろなものが注文されると思うんです。そのときに、オーダー品で、要するに細かい寸法ですとか、サイズとか、そういうものを打ち合わせすると思いますので、そのときに、消費者に対して安全性についていろいろ直接説明いただくというようなことは可能でしょうか。

片山特別委員 それは可能だと思います。ただ、われわれメーカーが直接消費者のほうに販売するケースはまずございません。ですから、その間にインテリアコーディネーターの方とか、内装工事店の方とか、量販店の方とか、そういう方を介在しての販売という形になりますので、どうしてもそういった部分では、直接お使いになる方と接点のある販売の方にご協力を仰ぐという必要性はあろうかと思いますが、そういう形であれば可能です。

丸山会長 ありがとうございました。

それでは、次に議事の(3)「今後の協議スケジュール」について、事務局から説明を

お願いいたします。

商品安全係長 それでは、資料 8、49ページをご覧ください。「今後の協議スケジュール(案)」についてご説明いたします。

今後ですが、第 2 回の協議会を12月20日、15時から17時で開催いたします。第 3 回を来年 2 月または 3 月に開催する予定でございます。本日、内容についてご了承いただきましたアンケート調査を10月下旬から11月中旬に、また、事故再現実験を11月中旬ごろに実施し、その結果を 2 回目の協議会でご報告いたします。また、本日ご協議いただいたご意見等について、論点整理して、協議会の報告書(素案)としてお示しし、ご検討いただきたいと考えております。その後、2 回目の協議会でいただいたご意見等を反映させて、報告書(案)を作成し、委員及び特別委員の皆様にご確認をいただくこととなります。何回かやりとりさせていただくことになるとは思いますが、スケジュールにつきましては、2 回目の協議会でお示ししたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。最終的に第 3 回の協議会で報告書の内容をご決定いただき、プレス発表いたします。都としては、協議会でご提言いただいた内容を踏まえまして、消費者への情報提供、関係団体への情報提供と要望、国への情報提供と要望を行っていきたいと考えております。

以上で説明は終わります。

丸山会長 ただいまの説明について、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

次回第 2 回協議会の日程は、12月20日、金曜日、15時から17時ということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事はすべて終了いたしました。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。事務局から何か報告することはありますか。

商品安全係長 特にございません。

丸山会長 それでは、これで本日の協議を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時25分閉会